

○財務省告示第三百八十四号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に  
 基づき、平成二十七年十一月十六日に発行した個  
 人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十七年十二月九日  
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子の払込み
個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第五十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で百二十九億四千九十六万円	一万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成二十七年十一月十六日	額面金額百円につき百円	年〇・〇五パーセント	各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する期日に払い

込むこととする。

$$\text{償付金額の総額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{365}$$

十一 初期利子

平成二十八年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償付金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以後の利子

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三 償還期限

平成三十二年十一月十五日

十四 償還金額

額面金額百円につき百円

十五 払込期日

平成二十七年十一月十六日

十六 払込場所

日本銀行の本店又は支店

十七 中途換金の取扱い

中途換金の買取りは、平成二十八年十一月十五日以後において

行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十八年十一月十五日から平成二十九年五月十五日

前までの間の場合

償付金額 + 償付利子に相当する金額 - (利子に相当する金額

$$\times \frac{79.685}{100} \times 2 - \text{受入経過利子}$$

（利益計算）  
 なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日

から発行日までの日数

$$\times \frac{365}{\text{日数}}$$

(二) 平成二十九年五月十五日以

後の場合

$$\text{償還金額} + \text{償還利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十八 中途換金の特例

（昭和二十五年法律第七十三号）  
 第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改



十九

元利金支  
払場所

(二) 平成二十八年五月十五日前  
の場合  
額の面金額 + 経過過利子に相当する  
額を金額 - (経過過利子に相当する  
額) 受入経過過利子に相当する  
日本銀行